| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 | | | |
| １　各施設についての結果・意見 | | | |
| (13)　労働センター | | | |
| 【監査の結果69】共同事業体における収支の開示  【商工労働部】 | 指定管理者は、大阪府に対し、各構成団体の収支を合算した共同事業体としての収支を報告すべきである。 | 平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画の提出に当たっては、各構成団体の収支を合算した共同事業体としての収支が確認できるよう、指定管理者に対し指示した。その後、当該趣旨を踏まえた事業報告及び事業計画の提出があった。 | 措置 |

| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 | | |
| １　各施設についての結果・意見 | | |
| (5)　狭山池博物館 | | |
| 【意見33】基本情報の更新時期  【都市整備部】 | 大阪府は、所管課に変更があった場合は、基本情報を速やかに更新すべきである。 | 平成29年11月に基本情報を更新しました。 |
| 【意見34】備品の保管場所  【都市整備部】 | 大阪府は、備品の保管場所の変更があれば、備品一覧表の保管場所の記載を変更されたい。 | 備品について再確認を行い、保管場所について修正登録を行いました。  また、保管場所名称として妥当ではない「券売機置場」という記載については「受付前倉庫」に修正しました。 |
| (6)　服部緑地 | | |
| 【意見35】基本情報の更新時期  【都市整備部】 | 大阪府は、事業報告書に基づき、速やかに指定管理者の決算を基本情報に反映すべきである。 | 意見111の「１」回答を参照。 |
| 【意見36】基本情報における内容  【都市整備部】 | 大阪府は、基本情報に、大阪府営19公園の財政状況を合算して掲載すべきではなく、個々の公園ごとの財政状況を掲載すべきである。 | 意見111の「３」回答を参照。 |
| 【意見37】事業計画書の記載内容  【都市整備部】 | 指定管理者は、事業計画書において、指定管理者が企画するイベントごとに、参加見込人数などの検証可能な具体的数値目標を記載すべきである。 | 年度末に参加人数等の目標値の検証が可能となるよう、事業実施計画書に平成30年度から具体的数値目標の記載を追加しました。  なお、事業計画書は応募時にのみ提出を求めるものとなっていることから、毎年度指定管理者に提出を求めている事業実施計画書に上記対応を行うこととしました。 |
| 【意見38】事業報告書の記載内容  【都市整備部】 | 指定管理者は、事業報告書において、事業計画書で提案した事業を履行できたかどうかを、一覧性がある形で記載すべきである。 | 「提案事項一覧表」について、平成29公募より事業計画書及び事業報告書と対比できるように様式を変更し、進捗状況を把握しやすく改訂しています。 |
| 【意見39】収支報告が不十分（自主事業の支出の報告がない）  【都市整備部】 | 大阪府は、指定管理者に対して、自主事業の収支報告をさせるよう協議するとともに、次回の指定時には、指定管理者に対して、自主事業の収支報告を義務付けるべきである。 | 平成29年度公募分からは、収益事業の提案を求めていることに併せて、平成29年度から事業報告書の様式に、収益事業（自主事業）収支報告書を設けています。 |
| 【意見40】利用料金の減免  【都市整備部】 | 指定管理者は、本施設の利用料金の減免事由をホームページ等で明らかにすることにより、大阪府民の平等な利用の機会を確保すべきである。 | 指定管理者は府民の利用にかかる施設利用料の「減額・免除の基準」について、ホームページ等に掲載し、府民の平等な利用の機会の確保に努めるよう、平成30年4月1日改訂の府営公園管理要領に追記しました。  ホームページの具体的な掲載内容については、今後指定管理者と検討を実施致します。 |
| 【意見41】貸与物品管理（貸与物品の範囲）  【都市整備部】 | 大阪府は、「貸与物品一覧表」を作成する際、「備品」以外の貸与物品についても記載すべきである。 | 「貸与物品一覧表」に記載する物品の基準について、再検討を行います。  ただし、消耗品については、本府においても個別に台帳管理はしていないため、その必要要否を含めて基準検討を実施致します。 |
| 【意見42】貸与物品管理（指定管理者による報告）  【都市整備部】 | 大阪府は、貸与物品の保管状況につき、指定管理者に報告を義務付けるべきである。 | 契約書準則例（行政経営課作成）に従い、府営公園指定管理契約書に、年２回の報告義務づけを明記しました。  また、平成30年４月１日改訂の「府営公園管理要領」で報告様式を規定しました。 |
| 【意見43】現金管理  【都市整備部】 | 指定管理者は、現金管理にあたり、入金機を導入して、１日ごとに売上金を入金して、金庫内で現金を保管することのリスクを最小限に留めるべきである。 | 入金機の導入・利用にかかる費用、および金庫内で現金を管理するリスクの両方を勘案し、今後の入金機の導入について検討いたします。 |
| 【意見44】再委託の確認  【都市整備部】 | 大阪府は、少なくとも、野外音楽堂の運営管理やバーベキュー施設貸出等業務といった業務の再委託については、大阪府による事前の承諾が必要とすべきである。また、指定管理者は、速やかに、これらの業務の再委託に対する大阪府の承諾を得るべきである。 | 野外音楽堂及びバーベキュー施設の運営管理業務の再委託については、これまでも「府営公園管理要領」に定める「事業実施計画書」内の外注計画書により、指定管理者から府への報告を義務付けております。この事業実施計画書（外注計画書を含む）は、提出前に府との協議を経たもの以外は認めておりません。これらをもって大阪府は再委託に対して実質的な事前承認をしております。  ただし、ご指摘のとおり、「使用許可」業務について、主要な業務にも関わらず再委託がなされ、かつその再委託に係る書面での承諾がなされていない状態となっておりました。  この点を是正するため「使用許可」等の主要な業務については、管理業務委託契約書を見直して再委託禁止とし、指定管理者で実施するよう変更しました。 |
| 【意見45】人権研修の実施  【都市整備部】 | 共同事業体を構成する各構成団体が、それぞれ人権研修を実施しているのであれば、共同事業体の代表者は、各構成団体による人権研修の実施状況を把握した上で、事業報告書に記載すべきである。 | 平成30年度より「事業報告書」にて、構成員全ての人権研修の実施報告の記載を求めるようにしました。 |
| 【意見46】指定管理者による自己評価  【都市整備部】 | 指定管理者は、指定申請時に提案した事業の履行状況を自己評価するに際して、提案時の事業を、自己評価する年度に実施していなければ、「未実施」という自己評価をすべきである。また、提案時の事業から事業内容を変更したのであれば、事業内容を変更して実施したという自己評価をすべきである。 | 「提案事項一覧表」については、平成30年4月1日改訂の「府営公園管理要領」において以下のとおり、様式を改訂しました。  指定管理者が、自己評価欄（Ｃ欄）を記載する際の注意事項として実施した年度にのみ〇（実施済み）と記載し、それ以降実施していなれば×（未実施）と記載する旨を追記しました。  また、Ａ欄には、応募時の提案事項を記載し、Ｂ欄には、具体的な事項を記載させることと、進捗状況の説明欄及び土木事務所の特記事項欄を設けて実際の実施内容を明確にすることとしました。  事業内容変更時の評価方法については、今後指定管理者と協議の上、対応を検討します。 |
| (7)　堺泉北港の緑地（汐見公園、なぎさ公園、助松埠頭中央緑地） | | |
| 【意見47】公の施設としてのあり方  【都市整備部】 | 大阪府は、本施設を泉大津市へ移管することや、指定管理期間を延長することも含め、今後のあり方を柔軟に検討し、早急に対応方針を定め、泉大津市との協議を進めるべきである。 | 本施設の設置経緯等も踏まえ、施設の今後のあり方について、今後の対応方針を定めるため泉大津市と引き続き協議を進めていきます。 |
| 【意見48】基本情報の内容  【都市整備部】 | 大阪府は、府の港湾事業全体の収支ではなく、本施設に限定した収支を算定し、基本情報において開示すべきである。 | 本施設のみの収支を基本情報において開示致しました。 |
| 【意見49】大阪府民に対する効果的な広報  【都市整備部】 | 大阪府と指定管理者は、速やかに協議を行い、より効果的な広報活動を行う手段について、検討すべきである。 | 大阪府のホームページ内に本施設のホームページを平成30年４月に開設しました。今後も泉大津市と協議を行い、より効果的な広報活動を検討いたします。 |
| 【意見50】利用料金の妥当性  【都市整備部】 | 大阪府は、指定管理者との間で、本施設のうちなぎさ公園の利用料金を段階的に値上げし、助松埠頭中央緑地のテニスコートと同程度の水準に近付ける方策について協議すべきである。 | 利用料金については、大阪府港湾施設条例で定めている施設利用料単価の範囲内で指定管理者が定めるものとされております。指定管理者の財政状況を踏まえ、利用料金について指定管理者と継続して協議を行います。 |
| (8)　府営駐車場 | | |
| 【意見51】基本情報の内容  【都市整備部】 | 大阪府は、基本情報を開示する際、指定管理者が赤字を補填するために支出した金額は収入として計上せず、管理運営業務の収支の実態が明らかとなるよう表示すべきである。 | 平成30年６月に表示を見直しました。 |
| 【意見52】選定基準  【都市整備部】 | １　大阪府は、他の公の施設と同様に、納付金の金額とその他の考慮要素を織り交ぜて一段階で審査することにより、指定管理者の選定を行うべきである。  ２　大阪府は、納付金の金額のみによって選定結果が左右されることが少なくなるよう、同項目に対する配点及び得点の算出方法に関し、十分な検討を行うべきである。 | 意見118回答を参照。 |
| 【意見53】事業報告書の記載内容  【都市整備部】 | 指定管理者は、事業計画書に記載した利用予定台数や収支見込等を事業報告書にも引用し、一見して目標の達成度を確認できるようにすべきである。 | 事業報告書の記載内容を見直しました。 |
| 【意見54】管理室の有効活用  【都市整備部】 | 大阪府は、無人管理を継続するのであれば、江坂駐車場と新石切駐車場の管理室を有効に活用する方策について、検討すべきである。 | 指定管理者と有効活用方策について意見交換してまいります。 |
| 【意見55】再委託の確認  【都市整備部】 | 再委託を承認するか否かを判断する際、大阪府は契約書案の開示を求めるべきである。また、再委託契約の締結後には、指定管理者から契約書の写しの提出を受けるべきである。 | 今後、指定管理者に再委託契約書の開示を求め、契約後には、契約書の写しを提出してもらいます。 |
| 【意見56】利用約款  【都市整備部】 | 指定管理者は、約款について、文字の大きさにも留意した上で、利用者の目に触れやすい場所に掲示するなどの措置を講ずるべきである。 | 指定管理者と掲示位置などについて協議します。 |
| (9)　男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） | | |
| 【意見57】中長期の修繕計画  【府民文化部】 | １　大阪府は、本施設の設備に関する補修計画について、指定管理期間とは関係なく、状況に応じ、適宜更新を行うべきである。 | １　現在、策定している本施設の設備に関する補修計画については、更新をした。今後、大阪府ファシリティマネジメント基本方針が策定された後は、その方針に基づき対応する。 |
| ２　大阪府は、本施設の建物の躯体そのものに関し、早急に現在の状態を把握した上で、中長期的な修繕計画を策定すべきである。 | ２　本施設は、大阪府ファシリティマネジメント基本方針等に基づき、平成30年度に劣化度調査が実施され、その結果を踏まえ、中長期保全計画及び修繕実施計画が策定される予定である。 |
| 【意見58】基本情報の内容  【府民文化部】 | 大阪府は、基本情報を開示する際、指定管理者の収支が実質的に赤字であれば、その旨を確認できるよう表示すべきである。 | 基本情報に記載し対応した。 |
| 【意見59】選定基準における価格点の算定方法  【府民文化部】 | １　大阪府は、次回の公募時においては、提案価格（大阪府が支払う委託料）に対する配点が50点を占めることの妥当性について、所管課と行政経営課との間で十分かつ柔軟な協議を行い、適切な審査基準を作成するよう努めるべきである。  ２　大阪府は、選定時に用いる評価基準において、提案価格の点数を「最低価格÷提案価格」との方式で算定するのではなく、より合理的な算定方式を用いることができないか、十分に検討すべきである。 | 前回の公募時においても全庁方針に従い、行政経営課等とも協議を行い、審査基準等の作成を行った。  次回の公募時においても、今回のご意見も踏まえた上で、改めて、検討する。 |
| 【意見60】契約書の不備  【府民文化部】 | 大阪府は、次回の指定管理者との契約に際しては、利用料金制を採用すること及び基本修繕費の返納に関する事項などの金銭の支払いを伴う重要な事項について、募集要項を援用するだけにとどめず、管理運営業務契約書の本文に明記すべきである。 | 次回契約時より対応する。 |
| 【意見61】所管課と指定管理者との協議  【府民文化部】 | 大阪府と指定管理者との会議において協議した内容については、少なくともその要旨を記載した議事録を作成すべきである。 | 平成30年１月開催の会議から議事録を作成している。 |
| 【意見62】納付金の算定方法の明示  【府民文化部】 | 大阪府は、次回の指定の際、管理運営業務契約書に納付金の算定方法を明記すべきである。 | 次回契約時より対応する。 |
| 【意見63】地下プール跡地  【府民文化部】 | 大阪府及び指定管理者は、地下プール跡地を現状のまま放置して衛生面や建物への悪影響が生じるおそれがないか、常に注意を払い、定期的に確認すべきである。 | 本施設では、法に基づく空気環境の測定調査を適切に実施しており、今後も空気環境測定等、定期的に状況を確認する。 |
| 【意見64】再委託の承認のあり方  【府民文化部】 | 大阪府は、再委託を承認するか否かを検討するに際し、指定管理者に対し、再委託に関する契約書案の提出を求め、再委託先の属性のみならず、再委託する業務の範囲や契約内容等を総合的に勘案した上、承諾の是非を決定するべきである。また、再委託契約締結後、大阪府は、指定管理者に対し、契約書の写しの提出を求めるべきである。 | 次回の再委託の承認時より、全庁方針に従い対応する。 |
| (10)　国際会議場 | | |
| 【意見65】中長期の修繕計画  【府民文化部】 | 大阪府は、本施設の中長期修繕計画を具体的に策定すべきである。 | 財産活用課、当課、指定管理者で、平成30年３月に中長期保全計画（30年間）を策定済み。  （これに基づき、修繕実施計画についても策定予定。） |
| 【意見66】選定時の審査基準における価格点  【府民文化部】 | 大阪府は、指定管理者選定時の審査基準における価格点について、一律に「50点」とするのではなく、施設に応じた柔軟な選定を行うべきである。 | 平成30年度公募時の審査基準作成時に検討済み。（平成30年度夏公募実施。平成31年４月協定締結予定） |
| 【意見67】事業報告書の記載内容  【府民文化部】 | 指定管理者は、募集要項及び契約書で求められている人権研修を実施した場合は、事業報告書において、その実施内容と受講状況を明記すべきである。また、大阪府は、指定管理者に対し、募集要項及び契約書において、人権研修の実施内容及び受講状況を事業報告書へ記載することを求めるべきである。 | 事業報告書への記載は平成29年度事業報告書から改善済み。  報告義務についての募集要項への記載は、平成30年度公募から対応済み。  協定書への記載は、本意見を踏まえ、平成30年度夏公募、平成31年４月協定から対応予定。 |
| 【意見68】指定管理者との協議実施時の議事録作成  【府民文化部】 | 大阪府は、指定管理者と定例的な協議を行う際、議事録を作成すべきである。 | 平成30年１月以降のモニタリング実施時から改善済み。 |
| 【意見69】キャンセル料  【府民文化部】 | 大阪府は、本施設において指定管理者が利用申込みを取消した者に対して請求しているキャンセル料について、請求の可否及び法的根拠について検討すべきである。 | 指定管理者制度所管課である行政経営課と調整の上、平成30年度中に整理。  （※行政経営課からの取扱いの提示を待って対応。） |
| (11)　上方演芸資料館 | | |
| 【意見70】公の施設の管理の在り方  【府民文化部】 | 大阪府は、本施設の効率的な運営を実現するために、施設の運営方針等について抜本的な改革方法を検討すべきである。 | 本施設の設置目的である上方演芸の継承と保存をおこなっていくため、大阪が誇る貴重な財産である上方演芸の素晴らしさを資料館が実施する収蔵資料の活用した事業を通じて、府民や国内外の観光客に広く発信していく施設となるようリニューアルオープンに向けて準備を行っている。  また、より多くの人に資料を見ていただくため資料の常設・企画展示を開催するほか、外国人旅行者にも上方演芸を楽しみながら学んでもらうワークショップ、コンテンツを活用した体験事業の実施を検討している。 |
| 【意見71】施設の成果指標  【府民文化部】 | 大阪府は、本施設の主目的である資料・情報の蓄積と継承について、当該資料がいかに府民サービスに供されるのかという利用の視点も踏まえながら、実効的な評価指標を定めるべきである。 | 資料の活用状況に関する評価指標については、資料展示等、新たな事業の実施状況に関する指標や、来館者の満足度の設定等を検討し、年度内を目途に庁内調整を行うことにしている。 |
| 【意見72】事業計画書の作成  【府民文化部】 | 大阪府は、直営施設であっても毎事業年度において事業計画書を作成することを検討すべきである。 | 毎年度の事業計画については、部局運営方針の作成にあわせて、資料整理や展示事業等、項目ごとに作成する予定である。 |
| (12)　江之子島文化芸術創造センター | | |
| 【意見73】自主事業と委託事業の区分  【府民文化部】 | 大阪府は、次回の指定管理者募集時には、自主事業に該当するか否かの明確な基準を募集要項において明示すべきである。 | 応募者が混乱しないように、次回の指定管理者の募集要項には、自主事業の明確な基準を掲載する。 |
| 【意見74】共同事業体の預金名義  【府民文化部】 | 指定管理者は、指定管理業務に関する収支を明確にするため、グループの名称に代表者名を冠した別口預金口座を作成すべきである。 | 当センターの指定管理者は、２者による共同企業体で運営されており、口座名は代表企業名となっていたが、指定管理者に依頼し、グループ名（共同企業体名）に変更済（平成30年２月）。 |
| 【意見75】一者応募  【府民文化部】 | 大阪府は、指定管理者の公募の際、一者応募にとどまった点について、その原因分析を行い、適切な募集の条件を検討した上で、募集要項に反映させるべきである。 | 次回公募の際は、事前に受託可能性のある企業へのヒアリングを実施し、可能なものについて募集要項に反映させられるよう検討する。  ※　前回非公式で数社にヒアリングをしたところ、管理委託料を第一に重要視すると回答をもらっている。必要に応じ、財務部と協議要。 |
| 【意見76】現金管理  【府民文化部】 | 指定管理者は、本施設において保管する現金の上限を定めるべきである。 | 指定管理者へ依頼し、上限を20万円とし、上限を超えた場合は速やかに銀行へ預けることとしている（平成29年12月）。 |
| (13)　労働センター | | |
| 【意見77】公募における不適切な対応等  【商工労働部】 | 平成25年９月の指定管理者公募時の募集要項において、本施設の貸会議室内の机・椅子等（会議用物品）を新たな指定管理者が用意する必要がある旨が記載されているが、これは施設内の会議用物品の所有権が指定管理者にあることに起因するものである。この結果、当時の指定管理者を除く応募者は、別途会議用物品につき多額の購入費用を負担することとなる。この募集条件は、他の応募予定者にとっては当時の指定管理者より不利な条件であったといえる。  　また、応募を検討している者から質問のあった貸会議室に必須である机・椅子類の種類及び数量等について大阪府が実質的に開示しなかったのは、不適切な対応であったといわざるを得ない。  今後、大阪府では、上記の点を含め、不公平な公募条件にならないように留意するとともに、応募検討者からの質問には不公平が生じないよう真摯に対応すべきである。 | 平成30年８月の指定管理者募集要項においては、「指定管理期間開始時における貸会議室内の机、椅子類、音響設備等の基本的な会議用貸与備品等は府において用意している」と明記した。次回以降の指定管理者公募の際には、質問への対応も含め、公平な取扱いを行う。 |
| 【意見78】施設の維持補修に関するリスク分担  【商工労働部】 | 大阪府は、本施設の施設・設備・外構の経年劣化による維持補修について、大阪府の負担と指定管理者の負担の区分について合理的な基準を検討すべきである。 | 平成30年度の次期公募に当たっては、府立労働センターは特殊な施設ではなく、一般的な貸館業務を行っている施設であり、これらを踏まえ検討した結果、引き続き「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」に準じて実施することとした。 |
| 【意見79】中長期修繕計画  【商工労働部】 | 大阪府は、指定管理者の協力を得て、本施設について、中長期の修繕計画を検討すべきである。 | 平成29年度に実施した劣化度調査結果を踏まえ、平成30年度中に中長期保全計画を策定した。 |
| 【意見80】選定時の審査基準における価格点  【商工労働部】 | 大阪府は、募集要項における納付金に関する価格点の算出方法について、上限額を設けず、提案価格とより連動した価格点を算出するような審査基準を検討すべきである。 | 平成30年度に実施する次期指定管理者選定に係る価格点は上限額を設けず、提案価格に連動した算定を行う。  【計算式】  満点×（提案価格／提案価格のうち最高の価格）＝得点 |
| 【意見81】再委託の承認時の契約金額の確認  【商工労働部】 | 大阪府は、指定管理者による再委託を承認するか否かを判断するに際し、委託業務及び再委託先の属性のみならず、契約内容及び契約金額も確認すべきである。 | 平成30年度の再委託承認申請に当たっては、委託業務及び再委託先の属性だけでなく、契約金額を含む契約内容の詳細も確認した。 |
| (14)　北大阪高等職業技術専門校 | | |
| 【意見82】基本情報の内容  【商工労働部】 | 大阪府は、可能な限り、高等職業技術専門校の各校の情報を開示すべきである。 | 行政経営課との調整により、平成29年度の基本情報から各校ごとの情報を開示した。なお、予算については、生徒の健康診断や生徒管理システムの保守契約、コピー代等、本庁で一括に契約しているものがあり、歳出を各校ごとに分けて積算することは困難であること、また、歳入においても国庫支出金（国庫交付金、負担金、補助金等）は雇用推進室の会計に一括収納されるため、各校ごとに分けて積算することが困難であるといった理由から、全校分をまとめて開示している。 |
| 【意見83】定員の充足等  【商工労働部】 | 本施設は、職業訓練校として様々な有用な設備を有しているが、定員を充足していない訓練科目が存在している。施設の性質上、入校者の募集方法には様々な制約があるものの、すべての訓練科目で定員を充足するよう、積極的な施策を検討する必要がある。短期のテクノ講座についても、企業ニーズを踏まえた講座内容を検討する等内容の充実を図り、より多くの人々に受講してもらえるように積極的にＰＲすべきである。 | 【求職者訓練】  平成30年度は、大阪わかものハローワーク・阿倍野わかものハローワークへ体験型のセミナーを提案し、実施した。更に、枚方市教育委員会と職場体験募集で連携し、市内中学19校に周知するとともに、職場体験を実施した。  平成31年度生の対象年齢について、金属加工科（他４科目）の対象年齢枠（18歳から34歳まで）を、厚生労働省わかものハローワークが定義する、「正社員を目指す若者（おおむね45歳未満）」に沿うよう、18歳から44歳までに広げて募集を行い選考を実施している。  【在職者訓練】  レディメイド講座について平成29年度の受講者アンケート結果をもとに、平成30年度はＩoＴ関連など要望の多い講座内容に変更した。  また、レディメイド講座とオーダーメイド講座を利用した企業へのＰＲだけではなく、本校内の人材開発センター（各種団体が技能検定や技能講習を実施するために貸し出す施設）を利用した団体に対し、パンフレットの配布など積極的なＰＲを実施した。  【今後の方向性】  今後は、所管課が主催する「人材育成拠点“技専校等”充実方策検討ＰＴ」による企業ニーズ調査等の結果を踏まえ求職者訓練・在職者訓練の取組について方向性を決定していく。 |
| (15)　夕陽丘高等職業技術専門校 | | |
| 【意見84】10万円未満の物品の現物確認  【商工労働部】 | 指定管理者は、10万円未満の物品（消耗品）であっても、施設において必要とされ、使用する物品については、定期的に現物確認を実施すべきである。 | 指定管理者制度導入施設における物品管理については、府の備品管理ルールを徹底するとともに、府所有の備品と指定管理者所有の備品を区別して管理するなど、適正な管理を実施した。 |
| 【意見85】指定管理制度の終了  【商工労働部】 | 本施設において、指定管理者制度を採用して実施されていた事務系の訓練科目については、平成30年４月以降、民間教育訓練機関の委託訓練の中で対応するという方針が決定している。指定管理者制度の終了にあたっては、５年間の指定管理期間の総括として、指定管理者制度のメリット・デメリットを分析するとともに、そこで得たノウハウを今後の大阪府の直営校を含めた施策に活かすべきである。 | 指定管理者制度（平成25年10月～平成30年３月末）により実施してきた事務系の職業訓練については、更なる民営化の観点から、平成30年度以降は民間教育訓練機関へ委託し実施している。  評価委員会からは、公共職業訓練の科目設定の際には求職者の属性やニーズに応じ、安定的な求人が見込まれる業界、幅広い業務に対応できる訓練内容やレベル等について十分に調査や検討を行うべき等の評価をいただいたところである。民間教育訓練機関への委託及び直営校の運営にあたっては、評価委員会からの評価も踏まえつつ、指定管理者制度期間で培った訓練ニーズの把握や訓練内容の検証に向けたノウハウ等も有効活用の上、公共職業訓練の充実に取り組んでいく。  雇用情勢の良好傾向等の影響で入校生の確保に苦戦する中、関係機関等と連携を図りながら、企業及び求職者のニーズを捉えた、時代に合った訓練内容等の充実、魅力発信に向け、引き続き取組を強化していく。 |
| (16)　障がい者交流促進センター | | |
| 【意見86】中長期の修繕計画  【福祉部】 | 大阪府は、本施設の中長期の修繕計画を策定すべきである。 | 「劣化度調査及び保全計画策定業務報告書」により策定済み。 |
| 【意見87】中長期的な運営方針  【福祉部】 | 大阪府は、本施設の目的及び中長期の運営方針を明確にすべきである。 | 平成29年度の指定管理者選定の際に指定管理者公募要項等を示すことにより、当該施設の目的及び中長期の運営方針を明確にした。 |
| 【意見88】施設目的に即した目標設定  【福祉部】 | 大阪府は、本施設の現在の目的・意義に即して、施設の効果を測る適切な指標を設定すべきである。 | 平成30年度からの新たな指定管理期間開始に伴い、年度ごとの評価等が明確となるよう「指定管理者評価基準」について整理した。 |
| 【意見89】事業計画における数値目標  【福祉部】 | １　大阪府は、指定管理者に対し、年度ごとの事業計画において数値目標を設定させる等により、年度ごとの評価をより分かり易くすべきである。  ２　指定管理者は、事業計画において具体的な数値目標を設定すべきである。 |
| 【意見90】一者応募（審査基準見直し・指定管理期間の長期化）  【福祉部】 | 大阪府は、指定管理者の募集段階で、一者応募にとどまった点について、その原因分析等を行うとともに、価格点以外の要素をより評価する方向での審査基準の見直しや指定管理期間をより長期に設定すること等も検討すべきである。 | 指定管理者評価委員会における評価等を基に、次回公募時の審査基準等の設定に係る検討や調整を行う。 |
| 【意見91】協議録等の作成保存  【福祉部】 | 大阪府と指定管理者は、毎年実施している運営協議会、その他管理運営に関する協議等について、議事録その他記録の作成保存を徹底すべきである。 | 運営協議会等の議事録等の作成保存について、指定管理者に指示した。 |
| 【意見92】本部経費  【福祉部】 | 大阪府は、毎年度、指定管理者が提出する収支報告等において、本部経費が計上されているか否かを明記するよう求めるとともに、計上されている場合、その計算方法、考え方についても報告を求めるべきである。 | 指定管理者が提出する収支報告等において、本部経費が計上されているか否かを明記することとした。 |
| 【意見93】人権研修の実施  【福祉部】 | 指定管理者は、本施設の運営管理に携わる職員に広く人権研修を実施すべきである。 | 指定管理者に対して、本施設の運営管理に携わる職員へ広く人権研修を実施するよう指示し、平成30年度、全職員を対象に実施した。 |
| ２　各施設に共通した課題についての結果・意見 | | |
| 【意見111】基本情報の更新及び内容  【財務部】 | １　大阪府は、基本情報に記載されている内容につき、速やかに最新の情報を把握し、その内容に更新すべきである。 | １　基本情報の公表時期を年２回に改め、施設概要・府の予算等の情報については７月頃、府の決算の情報については11月頃に公表することにより、情報の適時性を確保するようにした。 |
| ２　大阪府は、できる範囲内で基本情報の内容をチェックし、正確な情報の開示に努めるべきである。 | ２　基本情報の「施設の管理運営を受託等している法人の収支」欄の下に「備考欄」を設け、法人の収入・支出について特筆すべきことがあれば記載させ、正確な情報の把握と開示を行うこととした。 |
| ３　大阪府は、基本情報につき、可能な限り個々の公の施設の情報を記載するようにすべきである。 | ３　基本情報のうち「施設運営にかかる収入」については、できる限り個々の施設ごとに記載することとしている。ただし、府営公園、府民の森及び府営駐車場については、複数の施設があるが、府の予算・決算上、個々の施設ごとの記載となっていない。府民の方に個々の施設についてよりご理解いただくために基本情報を作成するという観点から、今後、可能なものについては、施設ごとに記載するよう関係部局に周知を行う。 |
| 【意見112】施設のホームページのあり方  【財務部】 | 大阪府は、指定管理者が作成する公の施設のホームページの内容につき、一定の基準を示すことを検討すべきである。 | 個々のホームページの内容については、指定管理者の創意工夫により集客等につなげていくことが望ましいことから、一律に基準等を示して定型化するものではないと考えている。  指定管理者が作成する公の施設のホームページについては、タイトルに「大阪府立〇〇」と施設名を明記することで、大阪府の公の施設であることを明確にさせている。 |
| 【意見113】再委託の範囲、再委託に関する事前承諾  【財務部】 | １　大阪府は、運用マニュアル準則例11の管理運営業務契約書第19条（第三者への委託の禁止等）の文言を改訂し、管理運営業務の全部または主要な部分の再委託を禁止するとともに、主要な部分を各公の施設に応じて具体的に特定するよう求める文言を記載するべきである。 | １　「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例３「募集要項」及び準則例11「管理運営業務協定書」の当該条項（現第21条）を改正し、管理運営業務の全部または主要な部分の再委託を禁止するとともに主要な業務を具体的に記載させることとした。また、指定管理者制度Ｑ＆Ａも同様に改めた。 |
| ２　大阪府は、同準則例において、業務の一部の再委託については事前の承諾が必要であるとする文言を記載するべきである。 | ２　業務の一部の再委託については、あらかじめ大阪府の書面による承諾を得る必要があることを上記準則例に定めた。  　　また、指定管理者制度Ｑ＆Ａにも、あらかじめ書面による府の承諾が必要であることを明記した。 |
| ３　大阪府は、同準則例において、事前の承諾に際しては再委託契約の内容を所管課において十分に把握する仕組みを設ける旨の記載をすべきである。 | ３　再委託の承諾を行うにあたり、業務の内容・範囲、再委託の相手方の住所・氏名、契約金額、契約書の写しを求める等委託内容の把握に努めるよう、指定管理者制度Ｑ＆Ａに記載した。 |
| 【意見114】施設の維持補修に関するリスク分担  【財務部】 | 大阪府は、各施設の施設・設備・外構の維持補修について、府の負担と指定管理者の負担の区分について合理的な基準を検討するべきである。 | 施設の維持補修に係る負担の区分については、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例11に記載のリスク分担表を基に、個々の施設ごとに定めることとしている。また、公募段階で、直近指定期間における維持補修実績を提示する等、応募事業者が維持補修内容について合理的に予測できるようにするよう指定管理者制度Ｑ＆Ａに追記した。 |
| 【意見115】再委託の場合の暴力団等でないことの誓約書の徴求  【財務部】 | 大阪府は、指定管理者が業務委託（再委託）を行う場合、契約金額の多寡にかかわらず、すべての再委託先から暴力団等でないことの誓約書（反社誓約書）を取得するよう求めるべきである。 | 指定管理に係る業務委託は、府事業にかかる再委託であることから、誓約書を取得すべき契約金額について、現状、府の契約事務に係る全庁ルールに準拠したものとしている。  一方で、当該全庁ルールについて、現在、「契約金額500万以上の元請負人及び下請負人等」から「契約書を締結する全ての案件」に変更される方向で検討されていることから、この結果を踏まえ、指定管理者が行う業務委託においても見直しを図っていく。 |
| 【意見116】本部経費  【財務部】 | 大阪府は、指定管理者の募集に際し、公の施設の管理運営業務にかかる収支計画の中に、本部経費を計上するか否か、及び、本部経費を計上する場合にはその計上の基準を明示させるべきである。 | 「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例３「募集要項」を改正し、募集の際、収支計画において、本部経費を計上するか否か、及び、本部経費を計上する場合にはその算定の考え方について指定管理者に明らかにするよう求める。また、指定管理者制度Ｑ＆Ａにも、本部経費について収支計画に沿った運用がなされているか確認するよう記載した。 |
| 【意見117】自主事業の収支報告  【財務部】 | 大阪府は、指定管理者が行う自主事業について、収入支出のいずれについても区分して事業報告書に記載するよう、「運用マニュアル」準則例３の指定管理者募集要項及び準則例11の管理運営業務契約書を改訂すべきである。 | 「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例３「募集要項」及び準則例11「管理運営業務協定書」第７条を改正し、自主事業についても、収入支出を区分して事業報告書に記載するよう定めた。  また、指定管理者制度Ｑ＆Ａにも自主事業の収支についても、管理運営業務に要した経費の収支と区別したうえでの報告を求めるよう記載した。 |
| 【意見118】選定時の審査基準における価格点  【財務部】 | １　大阪府は、指定管理者の選定委員会における審査基準において、提案価格に対する配点を原則50点とすることに関し、施設所管課と行政経営課との間で十分な協議を行い、施設の特質等に応じ、より柔軟に価格点の割合を定めるべきである。 | １　指定管理者選定における価格点については、質の高いサービスを少しでも安いコストで実現するという行財政改革の視点からの府議会議論も踏まえ、価格点と品質点とのバランスを検討した結果、原則50点としているが、施設特性により、別途の点数を設定しているものもある。 |
| ２　大阪府は、選定委員会の審査基準において、価格点の算定方式について、単純に提案価格自体に得点を比例させる計算式（満点×提案価格のうち最低の価格÷提案価格＝得点）によって算定するのではなく、より実情に即した合理的な算定方式を用いるよう十分に検討すべきである。 | ２　指定管理者制度は、民間のノウハウを活かした効率的・効果的な運営を目指し導入しているものであり、価格点について、委託料又は納付金の提案価格に応じて算定する現行方式には合理性があると考えている。  　　府としても、応募事業者が提案価格を適切に算定できるよう、直近の指定管理期間の収支実績を基礎に、物価・賃金水準の変動要素を勘案した参考価格を提示するようにしている。 |
| 【意見119】物品管理  【財務部】 | １　大阪府は指定管理者制度を採用する施設における物品の管理については、大阪府の備品管理のルールに加え、一層管理を適正に行うようルールを定め、運用マニュアルや、準則例11(管理運営業務契約書)に明記することを検討すべきである。 | １　指定管理者制度導入施設における物品管理については、府の備品管理ルールを徹底するとともに、府所有の備品と指定管理者所有の備品を区別して管理するなど、適正な管理に努めていく。 |
| ２　指定管理業務に必要な物品については、指定管理者が購入した物品も含め、その引継ぎが円滑にすすめられるよう、運用マニュアルや準則例11に、規定を設けるべきである。 | ２　「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例11「管理運営業務協定書」第９条２項及び９項を改正し、指定管理者が購入した指定管理業務に必要な備品等も原則として大阪府の所有とすることとした。また、同項に貸与物品の返還についても定めた。 |
| 【意見120】管理運営業務契約書におけるその他の問題点  【財務部】 | １　大阪府は、募集要項の内容と管理運営業務契約書の内容との間で齟齬が生じないよう留意すべきである。 | １　募集要項と管理運営業務協定書の内容に齟齬が生じることがないよう、施設所管課に周知した。 |
| ２　大阪府は、指定管理者との間で締結する管理運営業務契約書において、利用料金制の採用のような基本的かつ重要な事項については、募集要項を援用するにとどめず、契約書本文中に明記すべきである。 | ２　「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」準則例11「管理運営業務協定書」第４条３項に利用料金について定めた。 |
| 【意見121】キャンセル料  【財務部】 | 大阪府は、公の施設の利用料金徴収前に利用申込みが取り消された場合のキャンセル料について、指定管理者による徴収の可否及び法的根拠の検討を行った上、各施設における取扱いを統一すべきである。 | キャンセル料は、施設の利用対価たる利用料金とは異なり、利用者都合により施設利用が中止されることに伴い生ずる損害賠償の性質を有するものであり、民法に基づく損害賠償額の予定である。  このことから、各施設に対しては利用規約にキャンセル料を明記するにとどまらず、利用者が申込みの際にホームページ・利用申込書等でキャンセル料の内容を明確に認識できるようにするよう、施設所管課連絡協議会で周知徹底を図った。 |
| ３　総括的意見 | | |
| 【意見122】  【財務部】 | 大阪府は、指定管理者制度を採用する施設について |  |
| ア　民間団体が、指定管理者になろうとするインセンティブを高めるため、以下のような項目について、柔軟な制度設計により運用するよう検討するべきである。  (ｱ)　利用料金制や自主事業などにおいて指定管理者の創意工夫により公の施設が活性化することで生まれた利益の相当部分を指定管理者に配分すること。  (ｲ)　当該施設の設置目的、状況に応じ、①募集時の指定管理委託料や納付金の参考価格決定方法､②納付金を納付した後に生じる利益の配分､③選定時の評価項目の配点、計算方法、④指定管理期間、⑤利用料金、⑥自主事業、⑦奨励金の導入、など柔軟に検討すること。 | ア　指定管理者のインセンティブを高めることにより、競争力の確保をしたうえで、より充実した府民サービスの提供及び経費節減を達成できるよう引き続き取り組む。 |
| イ　前項の運用改善とあわせて、指定管理者の当該施設の収支状況をより一層明確に把握できるよう運用マニュアル、募集要項、管理運営業務契約書を改善するべきである。 | イ　「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」等を改正し、指定管理者の当該施設の収支状況をより一層明確に把握できるようにした。 |